

令和7年3月吉日

長久手市立小中学校
保護者の皆様

長久手市教育委員会

令和7年度「ラーケーションの日」について（お知らせ）

日頃は、本市の教育行政に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年度2学期から、愛知県において「ラーケーションの日」が導入されたことに伴い、長久手市立小学校及び中学校の「ラーケーションの日」を下記のとおり実施することをお知らせします。

「ラーケーションの日」とは、愛知県全体のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す「休み方改革」プロジェクトの中で生まれたもので、「学習（ラーニング）」と「休暇（バケーション）」を組み合わせた愛知県発の新しい学び方・休み方のことです。つまり、子どもたちが御家族などと一緒に、校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日のことです。校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引き等」と同じ扱いになります。

詳細につきましては、4月始業式に配付される保護者用リーフレットをご参照ください。

記

○「ラーケーションの日」

- 1 実施開始 4月始業式の次の日から（4/10～）
【4/10～4/18に取得する場合は、給食カットはできません】
 - 2 取得日数 一年間に3日まで
 - 3 実施方法 学校への届け出方法を含め、詳細につきましては、配付する保護者向けリーフレットをご参照ください。
 - 4 ラーケーションの日の取得に伴う給食カットの申請について
 - * 給食カットの申請方法については、令和6年度と同様です（4月配付のラーケーションカード、リーフレットを御参考ください）。
 - * 申請方法：電子申請
 - * 申請期日：ラーケーション取得日の前月20日午前10時まで。
- 注) ①4月取得についての給食カット申請は4月9日（水）～4月10日（木）午前10時までとなります。
- ②年度末についても、申請期日が異なります。詳細は、4月に改めてお知らせします。
- ③上記期日以降の申請は、給食費カットや返金等に対応できません。ラーケーションの取得は可能です。
- 5 昨年度からの変更点
- * 年度初めの給食カットができない日にラーケーションを取得することが可能になりました。
4/10（木）～4/18（金）（給食カット不可、ラーケーション取得可）